

(3) 届出に係る行為の実施制限

ア 計画変更命令等

届出に係るばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設が、法に基づく排出基準又は規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、ばい煙発生施設の構造若しくは使用方法若しくはばい煙の処理方法に関する計画の変更又はばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止、揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更又は揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止、特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じん処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更又は特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止並びに水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に係る計画の廃止を命ずることができる。

イ 工事の着手

届出が受理された日から60日を経過して、はじめて届出に係る工事に着手できる。

ウ 実施制限期間の短縮

届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、工事着手までの期間を短縮することができる。